

第4章 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見 の概要及びそれに対する事業者の見解

環境影響評価法第7条に基づき、環境影響評価方法書を平成25年2月26日から同年3月26日まで縦覧に供するとともに、事業者のホームページにおいて電子縦覧を実施した。併せて、同法第8条に基づき、縦覧の開始から同年4月10日までの間に、環境の保全の見地からの意見書は2通であった。

意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 意見の概要とそれに対する事業者の見解

| 項目 | 住民意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----------------|---|---|
| 環境影響評価項目（騒音・振動） | 環境保全に動物とか魚又は自然植物の生態には影響はないと思います。私が重要と思うのは騒音と振動だと思います。 | 本事業に係る環境影響評価では、工事中及び供用時の騒音・振動について、建設機械の稼働、資材及び機材の運搬に用いる車両の運行、列車の走行に伴う影響に関する調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。 |
| その他（手続き関連） | 説明は受けました。只、言えることは大きな工事等を実施する場合は、法律によって説明会を開き意見を聞くことになっており、ほんの形式に過ぎないと思います。住民には説明したとの実績づくりにほかならない感じです。 | <p>開発事業による重大な環境影響を未然に防止するため、事業の内容を決める際に、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についても事前によく考えていくことが大切となります。このような考え方から環境影響評価制度が制定されました。環境影響評価とは、開発事業の内容を決める際に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、住民の方々、地方公共団体などから意見を伺いながら、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。</p> <p>本事業は、環境影響評価制度の適用を受ける規模の事業であることから、この制度を活用して、よりよい事業としていきたいと考えています。</p> |